

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成30年4月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700411号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800002号

## 第1 結論

平成8年\*月から平成12年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年\*月から平成12年3月まで

私の母は、私が20歳になった平成8年\*月頃に、学生で収入のない人は国民年金保険料が免除される法律があるからと、私の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続きを行ってくれた。母が手続きを行った際に行政がミスをし、平成12年7月に基礎年金番号が登録されるまで、私は国民年金に加入していないこととされていた。

私の母が、私の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続きを行ったことは間違いないので、請求期間の記録を申請免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が、平成8年\*月頃に、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続きを行った旨主張している。

しかしながら、請求者は全て母親に任せていたと陳述しており、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続きを行ってくれたとする母親は、既に亡くなっていることから、請求期間における国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続きの状況は不明である。

また、請求期間当時、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うためには、その申請時点で国民年金に加入し国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があったが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索により調査を行ったものの、請求者に基礎年金番号(\*)以外の国民年金手帳記号番号(平成9年1月以後は、基礎年金番号)が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、延べ\*か月にわたる請求期間が国民年金保険料の免除期間とされるためには、毎年度の免除申請(平成8年10月まで、平成9年5月まで、平成10年5月まで及び平成11年5月までの計4回の免除申請)の手続きが必要であるが、複数回の免除申請に対して、その全ての機会に国民年金手帳記号番号の払出が行われず、申請免除が記録されなかったとは考え難い上、

日本年金機構及び請求者が請求期間に居住していたとするA市に、請求期間の免除申請手続に関する資料について照会したが、各々請求期間当時の資料は保管していないとの回答があり、請求者の請求期間に係る免除申請手続について確認することができない。

加えて、請求者は、請求者の母が学生で収入のない人は国民年金保険料が免除される法律があるからと、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続を行ってくれたとしているところ、世帯の収入によらず学生である被保険者自身の所得のみにより、国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度が創設されたのは平成12年4月1日であり、オンライン記録によると、請求者は同年7月17日に当該学生納付特例を申請したことにより、同年7月24日に請求者に対して、基礎年金番号が初めて付番され年金手帳が交付されていることが確認できることから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われたものと考えられる。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料の納付を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。